

三好市・東みよし町指定ごみ袋 取扱店マニュアル



令和4年（2022年）

みよし広域連合清掃センター
三好市環境福祉部環境課
東みよし町環境課

はじめに

みよし広域連合・三好市・東みよし町では、ごみの更なる減量・再生利用を推進するため、令和4年9月1日から家庭系ごみ処理の有料化を実施します。

これに伴い、販売店には指定ごみ袋の販売による住民からのごみ処理手数料の徴収及びみよし広域連合へごみ処理手数料を納付していただくようになります。

本マニュアルでは、業務の流れと業務の詳細について、また指定ごみ袋取扱店として指定を受けていただくにあたり手続き等について、本マニュアルを熟読のうえ、本業務の円滑な推進にご協力くださいますようお願いいたします。

みよし広域連合清掃センター
三好市環境福祉部環境課
東みよし町環境課

みよし広域連合指定ごみ袋取扱店マニュアル

目次

1. 家庭ごみ処理有料化とは P.2
2. ごみ有料化に伴う手数料等の内訳 P.4
3. 指定ごみ袋の変更について P.5
4. 取扱店の業務について P.6
5. 「指定ごみ袋取扱店」までの流れ P.7
6. 現在の指定ごみ袋の取扱いについて P.8
7. 申請様式等 P.8
8. 指定ごみ袋の問い合わせ先 P.9

1. 家庭系ごみの有料化とは

1 家庭系ごみ有料化の目的と期待される効果

有料化とは、みよし広域連合がごみ処理について手数料を徴収することをいいます。住民の皆さまがごみ袋を購入する際に支払う代金の一部がごみ処理手数料としてみよし広域連合の収入となり、その手数料収入をごみ処理経費に充てます。

有料化の目的としては、ごみの減量と資源化の推進、ごみ排出量に応じた負担の公平性の確保、ごみ処理費用の削減・将来負担の軽減を目的としております。

※ 有料化を実施している多くの他の市町村は、指定ごみ袋の販売価格に手数料を含め徴収する方法を採用しております。

以前のごみ処理手数料を含んでいない指定ごみ袋は、みよし広域連合の収入にはなっており、有料化ではありません。

2 家庭系ごみ有料化の制度内容

(1) 有料化及び販売開始日

令和4年(2022年)9月1日から実施します。

(2) 有料化の対象

有料化の対象は、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」とします。

三好市・東みよし町では、ごみ収集場所において、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」、「かん」、「ペットボトル」、「プラスチック」、「白色トレイ・発泡スチロール」、「紙・雑誌・布類」、「びん」、「危険ごみ」の9品目を定期収集しています。

家庭系ごみの有料化導入後は、ごみ収集場所に排出される「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」の指定ごみ袋の販売価格にごみ処理手数料を含めて販売します。

なお、ごみの減量や分別・資源化の観点から、清掃センターへ直接搬入される家庭系の「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」についても有料化の対象です。

(3) 手数料負担のしくみ

ア ごみ処理手数料の料金体制

手数料の料金体制は、「排出量単純比例型」とします。

有料化の目的は、「ごみの減量と資源化の推進」であることから、住民にとって分かりやすく、最も効果が期待できる方式として、ごみの排出量に手数料が比例する「排出量単純比例型」とします。

イ ごみ処理手数料の徴収方法

手数料の徴収は、「三好市・東みよし町指定ごみ袋」を購入していただく方法とします。

住民にとって取り扱いが容易で、ごみ減量の効果が実感しやすく、負担の公平性が確保される方法が必要です。そのため、ごみ収集場所で定期収集している家庭系ごみについては、指定袋の販売価格にごみ処理手数料を含める方法とします。

ごみ袋価格 + 手数料 = ごみ袋の購入価格

(4) 手数料の設定

ア 家庭系収集ごみ処理手数料

手数料を含んだごみ袋の販売価格は、次ページ「2 ごみ袋有料化に伴う手数料等の内訳」のとおりです。

2. ごみ有料化に伴う手数料等の内訳

1 家庭系収集ごみ処理手数料

(税抜き価格)

品名	種別	製造代金 (円/10枚)	ごみ処理手数料 (円/10枚)	小売店利益 (円/10枚)	販売価格 (円/10枚)
可燃ごみ	大	94.2	166	39.8	300
〃	中	62.6	97	40.4	200
不燃ごみ	大	118.6	141	40.4	300
〃	中	84	76	40	200
かん専用	大	125	なし	取扱店により 異なります	取扱店により 異なります
ペットボトル	大	94.5			
プラスチック	大	119			
スチロール	大	119			

※この価格は、令和4年3月末現在の価格であり今後変更となる場合があります。

ただし、有料化対象ごみ袋の販売価格の変更はありません。

- ・可燃・不燃ごみ袋の小売店で販売する販売価格は、統一価格（希望小売価格）とします。
- ・可燃・不燃ごみ袋の小売店利益は、すべての小売店統一とします。
- ・小売店は、販売価格を消費者より徴収し、小売店利益を除く金額を問屋と広域連合（可燃・不燃ごみ袋のみ）に支払います。

3. 指定ごみ袋の変更について

1 新しい指定ごみ袋

現在のもやすごみ袋・もやさないごみ袋は、令和4年9月1日より新しい指定ごみ袋となります。

2 新しいごみ袋の種類

種類	袋の大きさ	色
可燃ごみ (もやすごみ)	大 (40ℓ 相当) 中 (20ℓ 相当)	黄色 (赤ライン)
不燃ごみ (もやさないごみ)	大 (40ℓ 相当) 中 (20ℓ 相当)	青透明 (青ライン)

※1 可燃ごみ袋は、大・中の2種類（小は廃止）となります。

※2 かん、ペットボトル、プラスチック、トレイ・発泡スチロールの指定ごみ袋は変更ありません。

3 ごみ袋の変更

○ もやすごみ袋

・旧指定ごみ袋



・新しい指定ごみ袋



○ もやさないごみ袋

・旧指定ごみ袋



・新しい指定ごみ袋



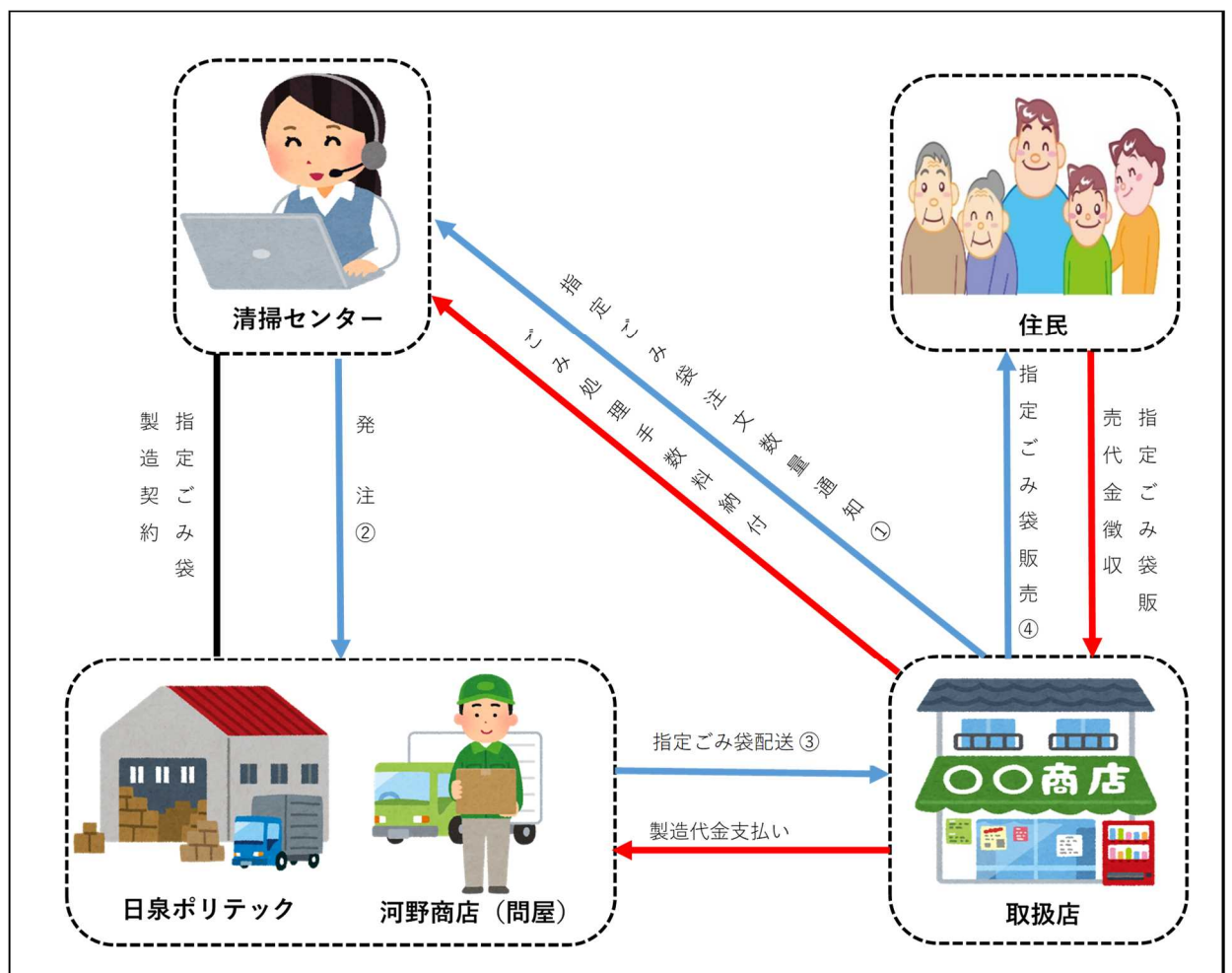
4. 取扱店の業務について

● 業務の概要

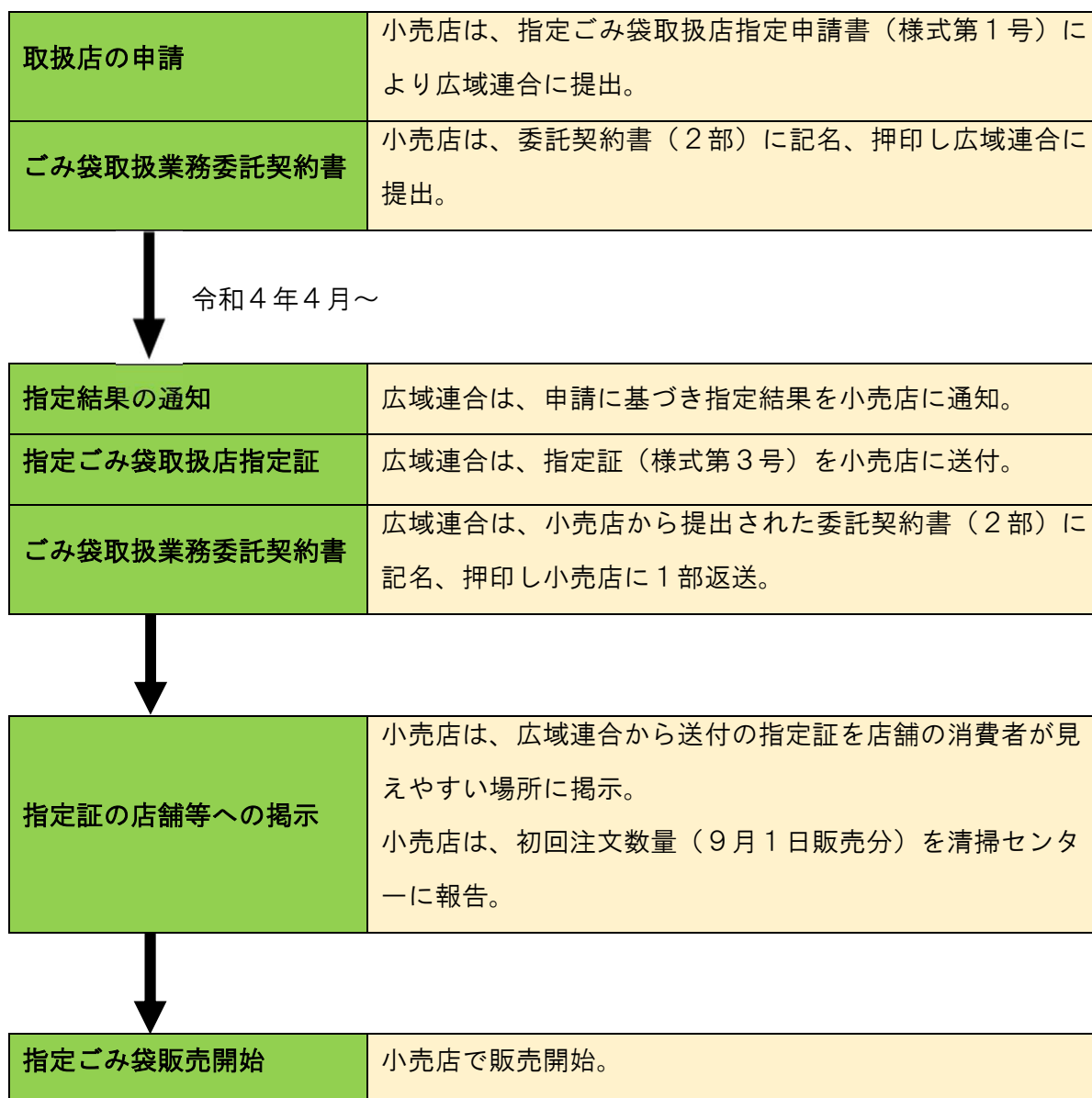
注文数 通知： 指定ごみ袋の注文数量は、みよし広域連合清掃センターに通知してください。清掃センターでは原則、FAXにて受け付けます。平日の15時を締切りとし、それ以降（土日祝日含む）の通知は、次の平日の通知として整理します。ただし、FAXの環境が整っていない場合は、電話で受け付けます。営業時間外はFAXのみによる通知となります。

配 送： 配送は通知を受理した次の日以降に「河野商店」から配送いたします。必ず立ち会い検品のうえ受領してください。

納 付： 月単位で指定ごみ袋の数量に基づき、翌月に広域連合が「納付書」を発行いたします。納付期限は、発行日より15日となります。



5. 「指定ごみ袋取扱店」 指定までの流れ



令和4年9月1日～

6. 現在の指定ごみ袋の取扱いについて

- 有料化の開始以降は、旧燃やすごみ袋と旧燃やさないごみ袋で、ごみ集積場に排出されても収集できません。

但し、有料化開始後3か月間（9月・10月・11月）は、移行期間とし新旧どちらのごみ袋でも収集します。

※ 移行期間を過ぎますと旧指定ごみ袋では収集できませんので、ご注意ください。

7. 申請様式等

- 申請様式等
 - ・ 各申請の様式は、みよし広域連合ホームページ内の「家庭系ごみ有料化」周知ページからダウンロードできます。
 - ・ インターネット環境が整っていない場合は、別冊「指定ごみ袋取扱要綱の様式第1号」をご使用ください。
- 遵守事項
 - ・ 取扱店においては、このマニュアルを含めみよし広域連合指定ごみ袋取扱要綱及び委託契約書の内容を遵守し、適正な業務に努めていただきますようお願いいたします。

8. 指定ごみ袋についての問い合わせ先

みよし広域連合指定ごみ袋取扱業務委託は、家庭系ごみ有料化を実施していく上で欠くことのできない重要な業務です。取扱店の皆様のご協力により実施してまいりたいと考えておりますので、制度の趣旨をご理解いただき、委託業務を担っていただきたいと思います。

ご不明な点等がございましたらお手数ですが、下記までお問合せください。

みよし広域連合清掃センター

〒778-0002 三好市池田町西山登り尾 1348-67

電話番号：0883-72-0006

FAX 番号：0883-72-6832